

議案第 6 7 号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

矢巾町立矢巾中学校及び矢巾北中学校における電子機器購入のため

2 取得する財産

設置場所	財産名称	数量	取得予定価格
矢 巾 中 学 校	電子黒板	23台	30,580,000円
矢 巾 北 中 学 校		22台	

3 取得の方法

買入れ

4 契約の相手方

紫波郡矢巾町流通センター南三丁目4番14号
コセキ株式会社 盛岡営業所
所長 吉 田 大 輔

令和6年6月17日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 6 8 号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 取得する目的
消防ポンプ自動車購入のため

- 2 取得する財産

財産名称	形 式	数量	取得予定価格
消防ポンプ自動車	C D - I 型（四輪駆動）	1 台	31,680,000 円

- 3 取得の方法
買入れ

- 4 契約の相手方
紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割501番地14
互光商事株式会社
代表取締役 玉 川 康 介

令和 6 年 6 月 17 日 提出

矢巾町長 高 橋 昌 造